

草津市観光周遊促進謎解きイベント業務委託

仕様書

1. 業務の名称

草津市観光周遊促進謎解きイベント業務委託

2. 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

【イベント実施期間】

令和8年10月1日から令和9年2月28日まで

上記期間は最低実施期間であることから、提案において期間を延長することは差し支えない。

3. 目的

草津市の歴史的建造物や自然などといった観光資源を活用し、草津市の魅力をその内外に積極的に発信することにより、草津市への関心を深めて、県外からの観光誘客および地域経済への波及やシビックプライドの醸成などといった地域の活性化につなげることを目的とする。

4. 業務内容

謎解きを活用した誰もが参加したくなるような楽しいイベントを企画し、創意工夫を凝らし、市内に謎解きスポットを散りばめて、参加者が市内周遊をしながら謎を解いていく構成とすること。また、謎解きイベントを通して財産を残し、謎解きイベント終了後における観光施策の展開に繋げるものを合わせて提案すること。

特に、令和8年は草津市が観光元年を宣言した年（平成8年）から30周年を迎えることから、観光元年にゆかりのある施設など（※）の魅力発信を積極的に行うこと。

※観光元年にゆかりのある施設など（例）

滋賀県立琵琶湖博物館、草津市立水生植物公園みずの森、草津駅東口デッキ、草津宿本陣、一般社団法人草津市観光物産協会、草津市観光ボランティアガイド協会

- (1) 謎解きイベントの企画立案および運営
- (2) 謎解きイベントを通して残す財産の構築および観光施策の提案
- (3) 参加者アンケートの収集およびデータ集計・分析
- (4) 賞品の設定、調達、発送
- (5) 謎解きイベントのプロモーション（印刷物の製作等を含む）
- (6) 報告関係書類の作成
- (7) その他、上記（1）～（6）に付随する業務

4. 仕様等

(1) 謎解きイベントの企画立案および運営

イベントは、以下の①～⑧に挙げる各項目に留意の上で実施すること。また、企画内容は提案をもとに受託者と委託者の協議により変更する場合がある。

①スケジュール

【イベント実施期間】

令和8年10月1日～令和9年2月28日（延長可）

日程	周遊型謎解きイベント
令和8年10月1日	イベント開始
令和9年2月28日(※)	イベント終了・賞品の申込期限
令和9年3月下旬	賞品の抽選、発送完了期限
令和9年3月下旬	実績報告期限（データ分析結果報告）

※イベント終了時期は延長可能

②開催場所

草津市内

③対象者

市内外問わずすべての人。

謎解きファン、観光客、市民等の幅広い年代の方が参加し、市外からの来訪者が楽しめるよう創意工夫すること。

④参加費

無料（有料観光施設の入場がなくても楽しめるコースとすること。）

⑤謎解きパンフレット配架場所

JR草津駅構内観光案内所、くさつ夢本陣観光案内所、市内ホテル など

※上記の配架については、受託者と委託者の協議により決定する。

⑥謎解きのコース

市外から訪れた観光客が気軽に参加できるように、複数コースを設定する等の創意工夫を凝らし、いずれも徒歩および公共交通機関を用いて回ることができること。

なお、謎解きイベント実施期間が長期間に及ぶことから、第1弾と第2弾に分けて実施する等の創意工夫も凝らすこと。

また、これらのイベントそのものに草津市にゆかりのあるストーリー性を持たせ、ゴールとなる場所を含めて謎解きスポットを草津市内に5か所以上設置すること。

※スポットに店舗や施設などを組み込む場合は、協力依頼および許可手続き等は原則、受託者が行うこと。

【参考】草津市観光パンフレット

(https://kanko-kusatsu.com/wp-content/themes/kusatsu-kb/assets/img/pdf/biwakokusatsu_pamphlet.pdf)

⑦ウェブサイト等の開設

謎解き専用のウェブサイト等を開設し、謎解きの回答、アンケート、賞品の応募のすべてがスマートフォン等で行えるようにすること。

なお、サーバー利用費や期間中の保守にかかる経費は受託者において負担すること。

ただし、謎を解く過程においては、参加者数の確保等の観点から紙媒体を用いることを想定しているが、参加者数を確保するため、紙媒体を用いず、デジタル媒体のみで実施することも可能とする。その場合は、参加者数を確保するための方策を、事例等を踏まえて具体的な説明を提案に盛り込むこと。

⑧目標参加人数

概ね同規模自治体で実施した実績などを基に目標参加人数を必ず提案すること。なお、その他の提案においても当該目標参加人数の達成に向けた創意工夫を凝らした提案とすること。また、目標参加人数の達成度を業務終了後に示すとともに、算定方法は予め提案時に示しておくこと。

⑨地域への経済波及効果

本イベントを実施することで地域への経済波及効果を高めるための具体的なスキームを提案すること。なお、地域への経済波及効果とは、宿泊や飲食店利用、お土産購入など、草津市内での消費喚起を促す仕組みとする。

⑩その他の留意事項

ア 設定したコースや謎解きの妥当性について、事前に十分な検証を行うこと。

イ 全体テーマについては、事前に委託者の承諾を得たうえで設定に移ること。

ウ 草津市の地図、観光名所・施設の紹介、公共交通機関やレンタサイクル等の交通手段を、パンフレットやウェブサイトにてわかりやすく情報発信すること。

エ トラブル発生時には受託者が責任をもって対応すること。

(2) 謎解きイベントを通して残す財産の構築および観光施策の提案

謎解きイベント実施期間中だけでなく、謎解きイベント終了後にも観光施策に活かすことのできる財産(※)を残すこと。残した財産において、当該業務の終了後において、ランニング経費(単年度において必要となる経費)などの費用が必要となる場合は、費用の参考見積も併せて提示すること。

なお、当該財産は、謎解きの過程において必ず用いることとし、当該財産を用いた効果最大化の図ることのできるよう、(1)との親和性を説明すること。

(3) 参加者アンケートの収集およびデータ集計・分析

イベント参加者へアンケートを実施し、参加者の満足度や市内での消費行動などの集計・分析をすること。回答方法については、ウェブサイト等を使用して簡潔に回答でき、より多くの方に回答してもらうことができるよう、創意工夫すること。

また、設問内容については、今後のイベント開催の参考となる設問や本イベントによる経済効果を図ることが可能な設問になるよう、委託者と事前に協議の上決定すること。

(4) 賞品の設定、調達、発送

謎解きをクリアしてアンケートに答えた人へ、抽選による賞品を贈呈する企画を実施すること。

賞品の選定や発送においては以下の①～⑤に挙げる各項目に留意の上で実施すること。

なお、企画内容は提案をもとに受託者と委託者の協議により変更する場合がある。

①賞品の種類

金額の設定は全体で概ね30万円に収まる程度とし、3種類以上の賞品を設定すること。なお、賞品は以下を踏まえて提案すること。

草津市内の飲食店・お土産店で販売されている商品や草津市を再訪する動機付け、草津市の認知度向上となるような賞品を想定しているが、参加者にとってのメリット感も重要視していることから、必ずしも草津市に関連した商品に限るものではない。(既存商品に限らない。)

※賞品の購入交渉などは受託者が行う。

※賞品の内容および当選人数については委託者との協議により決定する。また、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)およびその他の関係法令等に抵触しないよう配慮すること。

②個人情報

イベント参加者が抽選に応募する時点で収集することとし、賞品の発送に必要な最低限の個人情報のみ取得すること。また、その旨を応募時に応募者が確認できる仕様にする。

③当選者の選定方法

原則抽選によるものとする。

なお、1人が複数応募できないようになんらかの仕組みを構築すること。(紙媒体を用いて応募する方法を取る場合は、1枚につき、1回とし、電子媒体を用いて応募する方法を取る場合は、1端末につき、1回とする)

④賞品贈呈企画に係る費用

商品購入費、梱包費、抽選に係る経費、発送費等は本契約金額に含むものとする。

⑤賞品の発送

令和8年3月下旬までに完了すること。

(5) 謎解きイベントのプロモーション(印刷物の製作等を含む)

市外からの参加を促進するため、ウェブサイトやデジタルを活用し、多くの方の目につく方法等で効果的なプロモーションを行い、市内向け広報だけでなく、市外へ広報を実施すること。

イベントで使用に必要な印刷物については、次の①・②を受託者が用意し、データでも提出すること。

なお、下記で定める仕様や提出期限等、詳細については委託者と協議の上その都度決定する。その他謎解きのために必要な備品等がある場合、それにかかる費用は本契約金額に含むものとする。

また、広くイベントを周知し集客ができるよう、イベントの趣旨に沿ったレイアウト・デザ

インにすること。印刷物の配架は委託者と受託者が協力して行うこと。

①告知ポスター（B2判フルカラー、50部）

②謎解きパンフレット（目標参加人数の確保のために必要な部数を用意すること）

※謎解きパンフレットの規格は提案によるものとする。

※その他多くの方の目につく方法等で行うプロモーションに用いる印刷物は、別途印刷して準備を行うこと。これにかかる費用も本契約金額に含むものとする。

(6) 報告関係書類の作成

受託者は、本業務の成果物として、業務完了報告書とアンケート集計の結果をデータおよび書面で提出するものとする。

(7) その他、上記(1)～(6)に付随する業務

その他、草津市観光周遊促進謎解きイベント業務を受託するにあたり、+αとして実施することのできる事業があれば自由提案とすることから、提案に加えること。それらが魅力的な提案であった場合は、加点とする。（(2)により残す財産の今後の観光施策への具体的な活用方法などを提案すること。）

また、当謎解きイベントは3年間（令和8年度から令和10年度まで）の継続事業として実施する予定であることから、3年間を通したストーリー性や効果最大化など、将来設計を踏まえた提案をすること。（当該提案に係る現時点における参考見積も併せて提示すること。）

※令和9年度以降の実施を確約するものではなく、予算によっては事業縮小や事業廃止があるため留意すること。また、契約は単年度ごとの更新となるが、事業内容等に魅力があれば、再度のプロポーザルは行わず、随意契約とする予定である。

5. 委託業務の運営管理

(1) 委託期間中において、企画・制作の進行管理および各種手配等、委託者との迅速な連絡調整が可能な体制を整えること。

(2) イベントに関わる制作物等がある場合、その設置については受託者の責任で行うこと。また、各種法令を遵守し、必要に応じて所有者の許可を得ること。

ア 各関係施設との連絡・調整については、委託者と調整の上、基本的には受託者において行うこと。

イ 定期的な保守・点検を行い破損等が発見された場合は補修・交換を行うこと。

ウ 撤去する際には、原状復旧を行うこと。

(3) イベントの参加者数とクリア者数を把握できる仕組みを作り、データをまとめて委託者に適宜情報提供すること。

(4) 業務遂行上委託者が必要と認めた場合、受託者は第三者へ委託することができる。なお、第三者委託する場合は事前に委託者の承認を受けなければならない。

6. 従事作業員

(1) 受託者は、本業務を円滑に履行するために必要な技能を有した人員を確保すること。

(2) 受託者は、従業員に対して十分な教育を行い、事故等の発生を未然に防止すること。

7. 業務計画

受託者は、業務開始前に業務計画表を作成し、委託者に提出するものとする。
また、委託期間中において委託者が打ち合わせを求めた場合は、対応すること。

8. 著作権等

委託業務により撮影した写真、作成したイラスト・図表を含むすべての成果物（中間成果物を含む）の著作権（著作権法第27条、28条を含む一切の権利）は受託者のものとする。本契約期間中は、委託者が制作する広報誌等への二次的な使用についても可能とすること。また、委託者が契約期間終了後に成果物等を使用する際には、別途協議の上、決定するものとする。

9. 保証等

- (1) 受託者は、前条の成果物等が第三者の著作権、肖像権その他一切の権利を侵害してはいないことを保証すること。
- (2) 成果物等について、第三者から権利の主張、損害賠償金等の請求がされた場合には、受託者の責任と費用において解決すること。

10. 支払方法

業務完了後、4（6）報告関連書類の作成において定める業務完了報告書等の内容を担当者が検査し合格後、適正な請求書の提出を受けた後一括払いとする。

11. その他

- (1) 個人情報の取り扱いについては、「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (2) 本業務に係る事故が生じたときは、受託者は速やかにその状況を委託者に報告しなければならない。
- (3) 本仕様書に定めのない事項および疑義が生じた場合、その都度委託者と受託者が協議をし、決定する。
- (4) 本プロポーザル参加に要した全ての費用について一般社団法人草津市観光物産協会に請求することはできず、参加者の負担とする。

12. 担当者

一般社団法人草津市観光物産協会 担当：中上
連絡先：077-566-3219
E-mail：info932@kanko-kusatsu.com